

栄野比の里通所介護事業所重要事項説明書（地域密着型通所介護）

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 098-972-4345

担 当 桃原 聡

※ ご不明な点は何でもおたずねください。

2 栄野比の里通所介護事業者の概要

(1) 施設の名称等

施設名称	社会福祉法人 緑和会 栄野比の里通所介護事業所
所在地	沖縄県うるま市字栄野比939番地
介護保険指定番号	4790300257
提供サービス	地域密着型通所介護
対象地域	うるま市

(2) 事業者の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者	1 名	0 名	事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う	1 名
サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	1 名	0 名	個別支援計画書の作成等	1 名
看 護 師	1 名	0 名	バイタルチェック・生活相談・助言等	1 名
機 能 訓 練 員	0 名	1 名	日常生活に必要な機能の回復、維持の訓練等、レクリエーション等	1 名
生活支援 員(介護職 員)	1 名	2 名	生活上の介護その他の介護に当たる	3 名

(3) 利用定員・営業時間

利用定員	15名
休業日	土・日・国民の休日・12/29～1/3
営業時間	8時30分～17時15分
サービス提供時間	営業日 月～金 土・日・国民の休日、12/29～1/3を除く。※尚、管理者が必要と認めた場合はその限りではない サービス提供時間：9時00分～16時00分

(4) 事業所の設備概要

食堂兼機能訓練室	135.4 m ²	相談室	1 室
		静養室	1 室
		送迎車	2 台

3 事業の目的

当事業所は、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護のサービス提供することを目的とします。

4 運営の方針

- ① 事業所の通所介護従業者は、要介護状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の機能訓練等その他必要な援助を行います。
- ② 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業所、地域の保険、医療、福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
また利用者、ご家族の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者のもっている能力に応じ、自立した生活ができるように援助いたします。

5 サービス内容

サービス開始前に利用者の方やご家族、ケアマネージャー等とよく話し合いサービスの内容を決定します。利用者の自立した生活に向けた援助を行います。

- ① 送迎 : 送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。
- ② 食事 : 口腔機能に合わせた食事形態で提供を行います。治療食はご相談下さい。
- ③ 排泄 : 利用者の状態に合わせてトイレ介助、オムツ交換等の援助を行います。
- ④ 機能訓練 : 日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止、機能の向上のための機能訓練を行います。
- ⑤ 趣味活動 : 利用者の希望に沿って諸活動を行います。
- ⑥ 生活相談 : 利用者及びその家族の日常生活における介護、環境整備、手続き等に関する相談、助言を行います。

6 サービスの利用方法

サービスの利用開始

まずはお電話等で御相談下さい。職員が事業所の説明にお伺いいたします。又は、来所での説明も可能です。サービス提供が決まりましたら、契約を結び、地域密着型通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。すでに契約しているケアマネージャーがおられる場合は、当事業所と契約する前にケアマネージャー等とご相談ください。

(1)サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する日の1ヶ月前までに文書でお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。但し、1年以内に利用者が介護保険施設を退所し再び居宅において日常生活を営む状況になった場合は、利用者と事業者の双方の合意により契約の継続ができるものとします。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が要支援又は非該当(自立)となった場合。但し、1年以内に利用者が再び要介護認定となった場合は、利用者と事業者の双方の合意により契約の継続が出来るものとします。
 - ・被保険者資格を喪失した場合。
 - ・利用者がお亡くなりになった場合。

③その他

- ・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又はやむを得ない事情により、事業所を閉鎖または縮小する場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・利用者が、サービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払わない場合、または利用者やご家族などが事業所のサービス職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

7 守秘義務

- ・事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又、従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- ・サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者及び家族の同意をあらかじめ書面により得た上で利用目的の達成に必要な範囲内において適正に使用します。

8 サービス利用にあたっての留意事項

- ①送迎時間につきましては、あらかじめ利用者の方と相談し連絡いたします。行事等を実施する時は通常送迎時間と異なる場合がありますのでご注意ください。
- ②食事のみのキャンセルはあらかじめご相談ください。
- ③ケアプラン等に基づいた時間での利用になりますが、変更を希望される方はご相談ください。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、救急隊、家族、居宅介護支援事業者へ連絡致します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

10 非常災害対策

- ①防災時には消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ②防火管理者を選定するとともに、消火設備、非常放送設備等必要な設備を常に良好に保ちます。
- ③消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ④非常災害に備える為、消防計画を作成避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火管理責任者 桃原 聡
 避難訓練（防災訓練及び通報訓練） 1年に6回行う

- ⑤④の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11 サービス内容に関する苦情

- ①事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- ②事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

通所介護に関する相談、要望、苦情等は下記の相談窓口担当までお申し込みください。

当事業所相談窓口	相談窓口：安慶名信次 受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 電話番号：098-972-4345 面接：当事業所相談室
沖縄県国民健康保険団体連合会 国保連介護サービス苦情処理相談窓口	電話番号：098-860-9026 対応時間：午前9時～午後5時
うるま市役所 介護長寿課	電話番号：098-973-3208 対応時間：午前8時30分～午後5時15分
中部福祉保健所 地域福祉グループ	電話番号：098-938-9709 対応時間：午前8時30分～午後5時15分

12 サービス料金表及びその他の費用（1割負担の場合）

サービス提供時間 事業所区分 要介護度		3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満
		1日当たりの利用料	1日当たりの利用料	1日当たりの利用料
(型) (鑑)	要介護1	386円（1割負担の場合）	405円（1割負担の場合）	609円（1割負担の場合）
	要介護2	443円（1割負担の場合）	464円（1割負担の場合）	719円（1割負担の場合）
	要介護3	500円（1割負担の場合）	525円（1割負担の場合）	830円（1割負担の場合）
	要介護4	556円（1割負担の場合）	583円（1割負担の場合）	939円（1割負担の場合）
	要介護5	615円（1割負担の場合）	644円（1割負担の場合）	1,051円（1割負担の場合）
		6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満	
	1日当たりの利用料	1日当たりの利用料		
	要介護1	629円（1割負担の場合）	698円（1割負担の場合）	

要介護 2	742 円 (1 割負担の場 合)	825 円 (1 割負担の場 合)	
要介護 3	857 円 (1 割負担の場 合)	956 円 (1 割負担の場 合)	
要介護 4	972 円 (1 割負担の場 合)	1.086 円 (1 割負担の場 合)	
要介護 5	1.086 円 (1 割負担の場 合)	1.216 円 (1 割負担の場 合)	

	その他の費用
手工芸等費	事業所で準備したものを使用した場合のみ実費
食材料費	昼食 600 円
おむつ代	事業所で準備したものを使用した場合のみ おむつ 150円 板シート、尿パット 50円

13 運営推進会議について

- ① 事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。
- ② 当事業所の行う指定地域密着型通所介護を、地域に開かれたサービスとし、サービスの質の向上を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- ③ 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者、ご家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターまたは市町村の職員、指定地域密着型通所介護について地見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。
- ④ 「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内および出席依頼をおこないますので、可能な限りご出席いただきますようお願いいたします。

14 提供するサービスの第3者評価の実施状況について

実施の有無	
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

15 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止する為に、次に掲げる通り必要な処置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 桃原 聡
-------------	----------

- (2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止の為の指針の整備をしています。
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修を実施します。
- (5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを行います。

16 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化を図る為に、下記の対策を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を設置します。
- (2) 身体拘束等の適正化の為の指針を整備します。
- (3) 職員に対する身体拘束等の適正化の為の研修を実施します。

17 契約解除について

(1) 利用者からの解約等

- ① 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業所へ通知するものとします。
- ② 利用者が、第1項の通知を行わずに事業者から退去した場合には、事業所が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

(2) 利用者からの契約解除

利用者は、事業所もしくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- ① 事業所もしくは従業者が正当な理由なく本契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
- ② 事業所もしくは従業者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ③ 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業所が適切な対応をとらない場合

(3) 事業所からの契約解除

事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 利用者に支払能力があるにも関わらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが、3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず故意に支払わない場合
- ② 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業所もしくは従業者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- ④ 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合
- ⑤ 事業所は、利用者の身元引受人ないしご家族、その他関係者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

ア 他の利用者の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

イ 故意又は重大な過失により事業所もしくは従業者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

ウ その他前各号に準ずるような故意に法令違反その他著しい常識を逸脱行為し、事業所の事前の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合

18 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	対人賠償保険金 1名あたり (300,000,000円) 保険期間中最大 (2,000,000,000円)

19 サービス提供の記録について

指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結の日から5年間保存します。

20 ハラスメント対策について

- ① 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情及びハラスメントに迅速にかつ適切に対応する為に必要な措置を講じます。
- ② 指定地域密着型通所介護事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就労環境が害されることを防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じます。

ハラスメント等

1 事業者は、緑和会カスタマーハラスメント指針に基づき、利用者に対してサービスの提供をいたします。

2 利用者・家族等による職員または法人に対する以下のようなハラスメント行為は禁止します。また、ハラスメント行為が確認された場合は、サービスを直ちに中止することができます。

- (1) 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為・職員が回避したため危害を免れたケースも含む。
例：殴る、蹴る、叩く、物を振り回す、コップを投げつける、塩をつかんで投げつける等。接触がなくても殴りかかろうとすること、椅子や棒を振り回すような危険行為を含む。
- (2) 精神的暴力
ア 暴言型
個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為。
例：大きな怒鳴り声をあげる、侮辱的発言（バカ、アホ等）、外見の揶揄（デブ、ハゲ、ブス等）、名誉毀損や人格否定、執拗な叱責、気に入っている職員以外に批判的な言動をする、威圧的な態度で文句を言い続ける等。
イ 威嚇・脅迫型 職員に危害を加えることを予告して怖がらせること。
例：「殺すぞ」「頭かち割ったろうか」等の直接的な暴力を予告する発言、「どうなるかわかってるやろな」「俺のバックには〇〇（反社会的勢力と思しき名称の組織等）がある」等の暗に危害をほのめかす発言、異常に接近しながら怖がらせる行為、刃物を胸元からちらつかせる行為等。
- (3) セクシュアルハラスメント
意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。
例：必要もなく手や腕をさわる、抱きしめる、ヌード写真を見せる、入浴介助中あからさまに性的な話をする、卑猥な言動を繰り返す、サービス提供に無関係に下半

身を丸出しにして見せる、活動中のホームヘルパーのジャージに手を入れる、好意的態度を要求する等。

(4) 法人の名誉を傷つけ、業務を妨害する行為

例：SNS などの手段を用いて、特定の職員や法人の悪口を書き込む行為、法人が設定している施設運用のルールに応じず、法人に対して法律や契約の範囲を超えて無理なサービスの提供を求める、無理な主張すること及び過剰なクレームをするなどして法人への対応を迫る、その他手段の如何を問わず、法人のサービスの提供を含めた業務を妨げる行為。

21 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる処置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

22 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

23 法人の概要

法人名称	社会福祉法人 緑和会
代表者	理事長 上村 哲
所在地	沖縄県うるま市字栄野比939番地
電話番号	098-972-4345
法人設立	昭和63年4月

私は、本書面により、事業所から地域密着型通所介護サービスについて重要事項の説明を受け、十分理解し本書面の交付を受けました。その上でサービスの提供開始に同意します。

法人名称 社会福祉法人 緑和会
代表者 理事長 上村 哲 印
法人所在地 沖縄県うるま市字栄野比939番地

事業所 沖繩県うるま市字栄野比939番地
所在地 栄野比の里通所介護事業所
名称

説明者名 印

同 意 書

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 続柄 () 印